

船舶インシデント調査報告書

平成30年2月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成29年10月11日 14時00分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市大島松崎北方沖 陸前長崎港長崎防波堤灯台から真方位110°890m付近 （概位 北緯38°51.0′ 東経141°38.2′）
インシデントの概要	小型兼用船信鳳丸は、燃料タンクを切り替えた際、燃料タンクから船外機へ燃料が供給されず、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年10月20日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 信鳳丸、1.3トン IT3-51270（漁船登録番号）、個人所有 第210-56651号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、回航の目的で航行中、使用していた燃料タンクの燃料がなくなり、空気を吸い込んで船外機が停止したので、船長が燃料タンクを切り替えて船外機を始動しようとしたが、セルモータは回るものの、船外機が始動しなかった。</p> <p>本船は、船長が「船外機始動前に接続ゴムホース内の空気を除去して燃料で満たすためのゴム製ポンプ」（以下「本件プライマリポンプ」という。）を燃料タンクから船外機へ燃料を連続して供給できるよう操作したが、燃料が船外機に送られなかった。</p> <p>本船は、船長が、本船上で船外機等の点検を行ったものの、不具合箇所を発見することができず、自力での航行を断念して海上保安庁に救助を要請し、来援した船舶によりえい航され、気仙沼市気仙沼港に入港した。</p> <p>本船は、機関修理業者による点検の結果、本件プライマリポンプのバルブが不調であったことが分かった。</p> <p>本船は、4ストロークの船外機を備えていた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、空気を吸い込んで船外機が停止し、燃料タンクを切り替えた際、本件プライマリポンプのバルブが不調であったことから、燃料

	<p>タンクから船外機へ燃料が供給されず、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、空気を吸い込んで船外機が停止し、燃料タンクを切り替えた際、本件プライマリポンプのバルブが不調であったため、燃料タンクから船外機へ燃料が供給されず、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・プライマリポンプを適宜点検して必要に応じて交換すること。